

佐渡市立両津病院医療情報システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 公募の趣旨

佐渡市立両津病院は、令和7年5月に新築移転を目指しており、移転後の新病院（以下、「新両津病院」という。）では、電子カルテシステムを中心として各部門業務を支援するシステム等との連携による総合的な医療情報システム構築を目指している。

佐渡市がまとめた「新佐渡市立両津病院 整備基本計画」（平成30年12月）では、新両津病院の医療情報システム構築の目的を下記のように定めている。

- ①各種情報のネットワーク化による患者待ち時間の短縮を図るとともに、電子カルテにより患者にとって分かりやすい説明を行うなど、インフォームドコンセントの充実を図る。
- ②業務効率を優先とした部門システムを導入し、ペーパーレス・フィルムレスの実現による転記、搬送業務などの削減や、処理時間の短縮を目指す。
- ③診療情報の共有化によるチーム医療の実現、部門間・職員間の意思伝達の向上を図る。
- ④病院全体の活動状況、収支状況を一元的に管理し、リアルタイムに経営状況を把握する。

このような目的を実現するに最も適したシステムを導入するため、公募型プロポーザルにより委託業者の選定を行う。

2 業務の概要

(1) 業務名

佐渡市立両津病院医療情報システム構築業務

(2) 業務内容

佐渡市立両津病院医療情報システム構築業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年5月31日まで

3 システム導入に要する提案上限額

255,110,000円（消費税及び地方消費税を含む）

システム導入に要する費用（システム構築、端末設定など）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (2) 佐渡市令和5・6・7年度物品購入、業務委託等入札参加資格者名簿に登録があること。名簿に登録

がない者は、参加意向申出書と同時に下記を提出すること。

- ア 納税証明書（写し可）（滞納がない証明書）※3か月以内のもの
- イ 財務諸表（決算書）※直前1年分決算財務諸表
- ウ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）※3か月以内のもの
- エ 印鑑証明書（写し可）※3か月以内のもの

- (3) 佐渡市建設コンサルタント等業務入札参加審査規程に基づく入札参加停止若しくは入札参加除外による措置期間中でない者、又は同規程各号に掲げる措置要件に該当しない者、又は佐渡市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けていない者であること。
- (4) 本市同規模以上の自治体で、過去5年以内に本調達と同等若しくは類似システムの導入実績があること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 スケジュール

内容	日程
公募開始（市ホームページに実施要領掲載）	令和6年4月8日（月）
実施要領等に関する質問受付期限	令和6年4月18日（木）午後5時まで
実施要領等に関する質問に対する回答	令和6年4月25日（木）予定
参加資格確認申請書提出期限	令和6年5月2日（木）午後5時まで
参加資格確認通知	令和6年5月9日（木）（予定）
実施内容に関する質問受付期限	令和6年5月16日（木）午後5時まで
質問に対する回答	令和6年5月23日（木）（予定）
提案書受付期限	令和6年5月30日（木）午後5時まで
プレゼンテーション	令和6年6月初旬
審査結果の通知	令和6年6月中旬

6 参加申込み方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記書類を添えて提出すること。なお、期限までに参加申込書の提出がない者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 業務実績報告書（様式第2号） 1部
- ③ 会社概要（任意様式） 1部
- ④ 導入実績報告書（様式第6号） 1部

(2) 提出場所 佐渡市立両津病院 管理部 新病院整備室

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出期限 令和6年5月2日（木）午後5時まで

7 質問及び回答

実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（様式第3号）にて提出すること。

- (1) 提出書式 質問書（様式第3号）
- (2) 提出先 佐渡市立両津病院 管理部 新病院整備室
メールアドレス hh-ryotsu-bs@city.sado.niigata.jp
- (3) 提出方法 上記メールアドレス宛に送信すること。これ以外の方法で提出された質問は受け付けない。
- (4) 提出期限 「5 スケジュール」参照のこと。
- (5) 回答 全ての質問について質問者を無記載として取りまとめ、回答期日までに参加申込書を提出した全事業者に回答する。なお、この回答は本業務にかかる仕様の一部とみなす。

8 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加申込後に、参加を辞退する者は、辞退届（任意様式）を提出すること。

9 提案書の提出

「佐渡市立両津病院医療情報システム構築業務 プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき提案書を作成し提出すること。企画提案書は、1 事業者 1 提案とする。

提案書及び仕様書等、公募に関する資料や様式等については、本市ホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

提出資料	提出部数	電子データ提出
①提案書表紙	1部	○
②提案者概要（様式 1.1）	1部	○
③実績表（様式 1.2、様式 1.3、様式 1.4）	7部	○
④要求仕様回答書（様式 2）	2部	○
⑤見積書・見積明細書（様式 3）	1部	○
⑥提案書（様式 4～様式 15）※添付資料含む	7部	○
⑦製品のカタログ等	2部	○

(2) 提出場所 佐渡市立両津病院 管理部 新病院整備室

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出期限 令和6年5月30日（木）午後5時まで

(5) 電子データの提出

- ア 提出媒体は CD-R とすること
- イ 正副各 1 部提出すること
- ウ ウィルスチェックを行ったうえで保存すること
- エ 佐渡市が提供した各様式のファイルのまま提出すること

(6) その他の留意事項

- ア 提出された書類及び電子データは返却しない。また、提出以降における書類等の追加、差し替え及び再

提出は認めない。

- イ 書類等の提出後、発注者側の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- ウ 書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする
- エ 提出された書類等は、佐渡市情報開示条例及び佐渡市個人情報保護条例の規定に基づき、著作権法に抵触すると認められる部分や非公開とすべき箇所を除き、公開する場合がある。

1 0 プレゼンテーション

プレゼンテーションは、非公開により次のとおり実施する。

- (1) 日時 令和6年6月初旬（別途通知する）
- (2) 会場 本市が指定する場所（詳細は別途通知する）
- (3) プレゼンテーション内容
 - ア 原則として提出した企画提案書等をもとにプレゼンテーションを行うこと。時間内でより理解しやすいプレゼンテーションとするため、提案内容を変えることなく表現の集約化等は認める。ただし、提案書に記載のない事項のプレゼンテーションは認めない。
 - イ プレゼンテーション内容は「資料 11 プレゼンテーション範囲」を参照すること。
 - ウ アピールポイントや提案書等では表現しきれないイメージについて説明を行うこと。
- (4) プレゼンテーションの概要
 - ・ 提案書に関する概要説明、システムデモ 50分以内
 - ・ 質疑応答 10分程度
 - ・ 説明人員は、3人以内とする。主たる説明者を1名、それを補佐する者を2名以内とし、主たる説明者は、実際のプロジェクト運営において、当院の実務を担うプロジェクトマネージャ、プロジェクトリーダーまたはそれに準ずる者とする。
 - ・ 説明の際、プロジェクターを使用する場合、プロジェクター本体、電源、HDMIケーブル、スクリーンは本市で用意します。その他の必要機器は、ご持参ください。（インターネット環境はありません。）

1 1 審査、評価及び選定

- (1) 審査は、「佐渡市立両津病院医療情報システム構築業務委託」にかかる委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提案内容の審査を行う。

選定委員会において、提案書審査、プレゼンテーション審査及びヒアリングを実施し、見積金額も含めて総合的に評価する。最も優れた提案を行った者を契約候補者とし、次点の提案を行った者を次点契約候補者に決定する。
- (2) 参加者が1者の場合は、本市が定める基準を満たした提案内容であれば、契約候補者として選定することができるものとする。

参加者が5者を超える場合は、提案書等による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする参加者をあらかじめ選定することができるものとする。
- (3) 選考結果については、書面により通知する
- (4) 選定された契約候補者のみ本市ホームページで公表する。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

1 2 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。この場合において、「1 1 審査、評

価及び選定」により選定した者の提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合

1 3 契約の締結

契約候補者として選定した者と本市が協議し、業務委託にかかる仕様を確定させた上で契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。また、システム導入までの間、契約者と仕様・数量の変更協議によって契約金額を増減することができるものとする。

1 4 その他留意事項

- (1) 提案書の作成等、プロポーザル参加に要した費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) いかなる場合でも、提案書等の提出書類・質問書の返却は行わないものとする。
- (3) 本提案に対する、個別のヒアリング及び説明対応は受け付けないものとする。
- (4) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は認めないものとする。
- (5) 提出書類や提案書の内容に虚偽の記入があった場合は、プロポーザルに参加できないものとする。また、選定後に見つかった場合は、契約を解除するとともに、指名停止の措置を行う場合がある。
- (6) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。
- (7) 共同企業体による本プロポーザルへの参加は受け付けない。
- (8) 提出された提案書等は、本業務にかかる事務手続き以外の目的で、参加者の承諾なく無断で使用することはない。
- (9) 本事業遂行にあたり、再委託は原則として認めない。ただし、事前に本市に届出を行い、本市の承諾を得た場合に限り認める。

1 5 お問い合わせ

佐渡市立両津病院 管理部 新病院整備室

〒952-0007 新潟県佐渡市浜田 177-1

TEL : 0259-23-5111 FAX : 0259-23-3070

メールアドレス hh-ryotsu-bs@city.sado.niigata.jp

佐渡市ホームページ <https://www.city.sado.niigata.jp/site/ryotsu-hosp/>